

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく
「測量士・測量士補試験事業業務」に係る契約の締結について

「測量士・測量士補試験事業業務」について、下記のとおり契約を締結しました。

1. 契約の相手方の住所、氏名及び代表者氏名

東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
ランスタッド株式会社
代表取締役 猿谷 哲

2. 契約金額

75,513,600円(税込)
※3年間分(平成28年10月1日から平成31年9月30日)の額

3. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 対象公共サービスの詳細な内容

① 試験の概要

イ 試験の目的

測量士・測量士補試験は、測量法(昭和24年法律第188号)第50条第5号及び第51条第4号、測量法施行令(昭和24年政令第322号)第17条及び第18条に基づき、測量士となるのに必要な専門的学識及び応用能力を有するかどうか、また、測量士補となるのに必要な専門的技術を有するかどうかを判定するものである。

ロ 試験事務の主体

試験に関する事務は、測量法施行令第22条に基づき、国土地理院が行っている。

ハ 出願者数

毎年の出願者数は、測量士 年約3,900人、測量士補 年約15,300人である。

(平成26年~28年までの平均)

	測量士	測量士補
平成26年試験	3,489	14,371
平成27年試験	3,895	14,667
平成28年試験	4,236	16,895

二 試験科目

○測量士試験科目

- ・測量に関する法規及びこれに関連する国際条約
- ・多角測量

- ・ 汎地球測位システム測量
- ・ 水準測量
- ・ 地形測量
- ・ 写真測量
- ・ 地図編集
- ・ 応用測量
- ・ 地理情報システム

○測量士補試験科目

- ・ 測量に関する法規
- ・ 多角測量
- ・ 汎地球測位システム測量
- ・ 水準測量
- ・ 地形測量
- ・ 写真測量
- ・ 地図編集
- ・ 応用測量

ホ 試験形式

○測量士試験は、午前は択一式、午後は記述式である。

○測量士補試験は、択一式である。

ヘ 試験実施時期

試験実施時期は、毎年1回、5月の第3日曜日に実施する。

② 入札対象事業

イ 用語の定義

○主任試験官（国土地理院の職員）とは、測量士・測量士補国家試験の試験地における実施責任者として、試験実施に係る管理・監督を行う者をいう。

○試験官（国土地理院の職員）とは、試験地における試験の実施に関し、主任試験官を補佐する者をいう。

○総括試験管理員（民間事業者）とは、試験会場毎に1名の総括試験管理員を置き、測量士・測量士補試験事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、試験運営等業務を総括するほか、主任試験官からの指示・伝達を受けた場合は、その指示・伝達に従い試験管理員を指示して業務を実施する者をいう。

○試験管理員（民間事業者）とは、仕様書及び国家試験管理員心得、その他貸与資料に基づいて各試験会場の設営、試験運営等に係る業務を行う者をいう。

○監督員（国土地理院総務部総務課の職員）とは、仕様書に基づく必要な指示・監督を行う者をいう。

○担当職員（国土地理院総務部総務課試験登録係の職員）とは、仕様書に基づく、詳細な指示及び確認を行う者をいう。

ロ 事業期間

平成28年10月1日から平成31年9月30日までとする。

ハ 試験の実施場所

北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県の全国14の試験地の15会場とする。ただし、原則は各試験地1会場とし、東京都については、2会場とする。

また、原則として道府県庁所在地の市とし、東京都は23区内とする。また、公共交通機関の最寄りの駅から徒歩15分程度（バス停の場合は5分程度）の範囲に所在していること。

ニ 試験実施業務内容（仕様書のとおり）

- (1) 試験会場の確保業務
- (2) 試験案内ポスター外9件の印刷
- (3) 受験願書提出者データ作成業務
- (4) 試験問題、解答用紙等の運搬業務
- (5) 試験運営等業務
- (6) 答案採点、データ入力及び合格候補者の選定業務

ホ 無償貸与物件（貸与時期）

(イ) マニュアル（入札説明会時）

- ・「測量士・測量士補試験実施要領」及び「測量士・測量士補国家試験管理員心得」
- ・「国土交通省情報セキュリティポリシー」及び「国土地理院情報セキュリティポリシー実施手順書」

(ロ) 試験実施関連用具（試験日の約1週間前）

- ・試験問題等運搬用コンテナ80梱程度
- ・測量士試験に使用する電卓5,000個程度（運搬用ダンボール箱を含む）
- ・垂幕（測量士・測量士補試験）
- ・試験管理員ネームプレート

ヘ 業務の引継ぎ

(イ) 国土地理院からの引継ぎ

国土地理院は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者に対して必要な措置を講ずる。

試験実施業務を新たに実施することとなった民間事業者は、試験実施業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、国土地理院から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、民間事業者の負担となる。

(ロ) 請負期間満了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

国土地理院は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

試験実施業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の民間事業者に対し、引継ぎを行うものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、民間事業者の負担となる。

ト 業務実施上の注意

(イ) 情報セキュリティ

情報漏洩防止等情報セキュリティ及び個人情報保護を確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、情報セキュリティマニュアルを作成して試験実施業務の開始までに国土地理院の承認を受ける

こと。

(ロ) スケジュール協議

入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールを各年の11月までに国土地理院と協議し、策定すること。

(ハ) 事故等発生時の対応

事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、速やかに国土地理院に報告すること。

(2) 対象公共サービスの実施に当たり確保されるべきサービスの質

① 試験会場の確保業務

イ 試験に適した会場確保

- ・会場の使用許可を得ること。また、許可申請書等の申請人は国土地理院名とすること。
- ・試験会場への交通の便が良く、かつ空調設備を完備した試験会場を確保すること。
- ・障害者が車椅子を利用しやすいバリアフリー等が施された試験会場を確保すること。

ロ 試験に適した座席配置

- ・過去に実施した試験の座席配置例を参考とし、余裕を持った試験室内の座席配置とすること。

ハ 試験室の割付

- ・試験室の割付漏れ、誤入力がないこと。

② 試験案内ポスター等の印刷

イ 試験案内ポスターの印刷については、図案を3点以上作成し、国土地理院が1点を決定する。

ロ 印刷物は刷り直しができないことから、事前に印刷内容をチェックし、印刷物に誤字・脱字等の誤植がないこと。

ハ 試験問題の漏洩がないこと。

③ 受験願書提出者データ作成業務

イ 受験願書提出者データの入力漏れ、誤入力がないこと。

ロ 受験願書提出者の個人データについて外部への漏洩がないこと。

④ 試験問題、解答用紙等の運搬業務

試験問題及び解答用紙等の配送にミスがないこと。

⑤ 試験運営等業務

イ 試験管理員等の確保及び割付業務

(イ) 選定基準及び配置基準を目安として試験管理員等が確保されていること。

(ロ) 国土地理院との連絡体制が整えられていること。

ロ 会場準備業務

(イ) 試験が適切に実施できるよう、試験開始前までに試験会場が準備されていること。

(ロ) 試験実施に必要な消耗品等が準備されていること。

ハ 試験実施マニュアル等の遵守

試験管理員等に「国家試験管理員心得」等のマニュアルを配付し、当該マニュアルを遵守することを徹底するとともに試験が円滑に実施できるように措置が講じられていること。

ニ 試験管理業務

(イ) 受験者に混乱が生じないような案内を行うこと。

- (ロ) 発言事項は、正確に受験者に伝わること。
- (ハ) 質問に対しては丁寧に対応すること。
- ⑥ 答案採点、データ入力及び合格候補者の選定業務
 - イ 読み取り漏れ、誤入力
 - 個々の答案内容についてのデータの読み取り漏れ、誤入力がないこと。
 - ロ 外部漏洩
 - 答案の内容についての外部への漏洩がないこと。
- ハ 解答用紙の引渡し
 - 民間事業者は、答案内容のデータ読み取り作業の終了後、作業を終えた解答用紙の原本を国土地理院に提出すること。
- ⑦ その他
 - イ スケジュールの遵守
 - 民間事業者は、企画書の内容等を踏まえて各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。
 - ロ 試験会場周辺への配慮等
 - 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルを防止すること。

4. 実施期間に関する事項

- 契約期間は平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間とする。契約期間内に実施する試験は次のとおりである。なお、今後の法令改正等により試験制度に変更があった場合には、それに伴う所要の修正を行う場合がある。
- ・平成29年5月の第3日曜日に実施する測量士・測量士補試験
 - ・平成30年5月の第3日曜日に実施する測量士・測量士補試験
 - ・平成31年5月の第3日曜日に実施する測量士・測量士補試験

5. 民間事業者が国土地理院に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

- (1) 民間事業者が報告すべき事項
 - ① 報告等
 - イ 実施状況の報告
 - 民間事業者は、事業開始日から起算して6か月を経過するごとに経過の日から1か月以内に、請負事業の実施状況を国土地理院に報告すること。
 - ロ 試験会場等の報告
 - 民間事業者は、試験実施の少なくとも1か月前までに、各試験会場について、最寄りの交通機関及びその連絡先、目標等を明示した試験会場への案内図を作成し、国土地理院に送付すること。
 - ハ 試験会場におけるトラブルの報告
 - 民間事業者は、試験会場において事故、急病や不正行為などのトラブルが発生した場合には、迅速に対応するとともに速やかに国土地理院主任試験官へ報告すること。

ニ 実施に要した経費の報告

民間事業者は、各年度の業務の実施に要した経費について、各年度の業務を終了した日又は中止した日が属する月の翌月末までに、国土地理院に報告すること。

ホ 部分払に係る報告

民間事業者は、部分払の請求を行う場合において、部分払の対象とする業務が終了した日が属する月の翌月末までに国土地理院に、要した費用について報告すること。

② 調査

国土地理院は、請負事業の適正かつ確実な実施を確保するために、必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、民間事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、請負事業の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする国土地理院の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示することとする。

③ 指示

国土地理院は、請負事業を適正かつ確実に実施させるために、必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

民間事業者は、本業務に関して国土地理院が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 請負事業の開始及び中止

イ 請負事業の開始

民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

ロ 請負事業の中止

民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、国土地理院の承認を受けなければならない。

② 公正な取扱い

イ 民間事業者は、本業務の実施に当たって、出願者を具体的な理由なく区別してはならない。

ロ 民間事業者の役職員（請負事業に従事している者に限る。）は、請負事業を実施している間、試験に申込み又は受験をしてはならない。

③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

イ 本業務の宣伝

民間事業者及び本業務に従事する者は、国土地理院や「測量士・測量士補試験」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が測量士・測量士補試験の業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

ロ 自らが行う事業の宣伝

民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑤ 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録及び帳簿

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨ 権利義務の帰属等

イ 印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は国土地理院に帰属する。

ロ 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国土地理院の承認を受けなければならない。

⑩ 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、試験会場等において、国土地理院の許可を得ることなく自ら行う事業又は国土地理院以外の者との契約（国土地理院との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑪ 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、請負事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は国土地理院以外の者との契約（請負事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑫ 再委託の取扱い

イ 全部委託の禁止

民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

ロ 再委託の合理性等

民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）

について記載しなければならない。

ハ 契約後の再委託

民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で国土地理院の承認を受けなければならない。

ニ 再委託先からの報告

民間事業者は、上記ロ又はハにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

ホ 再委託先の義務

再委託先は、上記（２）及び（３）②から⑩までに掲げる事項について、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

ヘ 民間事業者の責任

民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

⑬ 契約内容の変更

民間事業者及び国土地理院は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

⑭ 契約の解除

国土地理院は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

イ 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。

ロ 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ハ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑮ 契約解除時の取扱い

イ 契約解除時の請負報酬の支払

上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、国土地理院は民間事業者に対し、当該契約の解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る請負報酬を支払う。

ロ 契約解除時の違約金

上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、民間事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記イの請負報酬を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として国土地理院が指定する期日までに納付する。ただし、国土地理院は解除原因に起因する損害額が当該金額に満たないと判断する場合には、違約金の支払を減額し、又は免除することができる。

前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。また、民間事業者は契約の履行を理由として違約金を免れることができない。

ハ 損害賠償

民間事業者は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、国土地理院に損害を与えた場合は、国土地理院に対し、一切の損害を賠償するものとする。この損害には、国土地理院が民間事業者に対し履行を求める一切の費用、国民等から不服申立て等が提起された場合において国土地理院が国民等に支

払を要する金額及び国土地理院が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

なお、国土地理院から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

二 延滞金

国土地理院は、民間事業者が上記ロ及びハの規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

ホ 請負事業の完了

上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、民間事業者は、国土地理院との協議に基づき、請負事業の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

⑯ 不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

⑰ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国土地理院長が協議するものとする。

6. 請負事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

請負事業を実施するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 民間事業者に対する求償

国土地理院が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国土地理院は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国土地理院の責めに帰すべき理由が存する場合は、国土地理院が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 国土地理院に対する求償

民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国土地理院の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国土地理院に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

7. 実施体制及び実施方法

実施体制は、試験監督事業部を主体に全国 10 拠点にて各業務を行う。実施方法としては、各業務ごとにタスクスケジュールを策定し計画的に実施していく。